

## 5. 用語集

### ア行

---

#### ○育児・介護休業法

正式名称は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。平成4年（1992年）に施行され、仕事と家庭生活の両立を図るため、育児休業制度や介護休業制度、時間外労働及び深夜業を制限する制度を利用することを労働者の権利として規定するとともに、勤務時間の短縮などの措置を講ずることを事業主に義務付ける法律。

#### ○SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型サービスのこと。

#### ○M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化した際、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山となりアルファベットのMのような形になること。これは、結婚や出産などのライフイベントに伴い、労働市場から一旦退出し、子育てが一段落すると再び労働市場に参入する女性が多いという特徴があるためである。

#### ○エンパワーメント

力をつけること。また、自ら主体的に行動することで状況を変えていこうとする考え方のこと。

### カ行

---

#### ○家族経営協定

家族で取り組む農業経営について、経営方針や役割分担、就業条件、収益配分などについて、家族の合意のもとに取り決めを文書で行うこと。

#### ○キャリアアップ

より高い資格・能力を身に付けること、経歴を高めること。

#### ○固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事、女は家庭」など、性別によって役割を固定化する考え方や意識のこと。

○ジェンダー

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある一方、社会的・文化的に形成された性別のこと。「ジェンダー」という言葉は、それ自体に良い、悪いといった価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

○ジェンダーギャップ指数（GGI）

世界経済フォーラム（WEF）が毎年公表しているもので、経済活動や政治への参画度、教育水準、出生率や健康寿命などから算出される各国の社会進出における男女格差を示す指標のこと。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

国・地方公共団体、301人以上の大企業は、（1）自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析、（2）その課題を解決するのにふさわしい数値目標と取り組みを盛り込んだ行動計画の策定・届出・周知・公表、（3）自社の女性の活躍に関する情報の公表を行なうこと（300人以下の中小企業は努力義務）、また、行動計画の届出を行い、女性の活躍推進に関する取り組みの実施状況が優良な企業については、申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができることについて定めた法律のこと。

○セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

相手の意に反した性的な性質の言動や不必要な身体への接触など、性的な嫌がらせのこと。性的関係の強要、性的なうわさの流布、人目にふれる場所へのわいせつな写真やポスターなどの掲示なども含まれる。

○ダイバーシティ（多様性）・マネジメント

性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性の力を企業内に取り入れ、活用することにより、組織力を強化すること。

○ダブルケア

子育てと親や親族などの介護が同時期に発生する状態のこと。

○男女雇用機会均等法

正式名称は、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。昭和61年（1986年）に施行され、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図るなどの措置を推進することを目的とする法律。

### ○男性中心型労働慣行

年功的な処遇、男性正社員を前提とした長時間労働、既婚女性の家計補助的な非正規雇用などを特徴とする働き方のこと。

### ○地域包括ケアシステム

重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるようにするため、介護予防、医療サービス及び在宅ケア、リハビリテーション等の介護を含む福祉サービスを、関係者が連携・協力して、市民のニーズに応じて一体的・体系的に切れ目なく提供する仕組みのこと。

### ○DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のこと。

### ○デートDV

DV（ドメスティック・バイオレンス）のなかでも、恋愛関係にある男女間で起こる暴力のこと。

## ナ行

---

### ○認知症サポーター

認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族を見守る人のこと。認知症サポーター養成講座を受講することでだれでもなることができる。

### ○認定農業者

農業者が農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村が認定し、これらの認定を受けた農業経営者または農業経営法人のこと。

## ハ行

---

### ○ハラスメント

人を困らせること、嫌がらせ。他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えること。

### ○PDCAサイクル

Plan（計画）⇒Do（実行）⇒Check（点検・評価）⇒Action（見直し）という政策サイクルのこと。単に計画を立てる、あるいは計画に則った実行をするだけでなく、点検・評価、見直しを行い、継続的に改善を行いながら進めること。

## ○ファミリー・サポート・センター

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい人と、援助を行いたい人の相互援助活動に関する連絡・調整を行う組織のこと。

## ○ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

一般的に、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のこと。

## マ行

---

## ○マタニティ・ハラスメント（マタハラ）

働く女性が妊娠・出産・育児をきっかけに職場で精神的・肉体的な嫌がらせを受けたり、妊娠・出産・育児などを理由とした解雇や雇い止め、自主退職の強要で不利益を被ったりするなどの不当な扱いのこと。

## ○メディア・リテラシー

テレビ、新聞、雑誌、インターネットなどのメディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

## ヤ行

---

## ○ユニバーサルデザイン

ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などに関わらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

## ラ行

---

## ○ライフステージ

人生の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階のこと。

## ○リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

リプロダクティブ・ヘルスとは、人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、また、生殖能力を持ち、子どもを持つか持たないか、いつ持つか、何人持つかを決める自由を持つこと。

リプロダクティブ・ライツとは、すべてのカップルと個人が、自分たちの子どもの数、出産間隔、出産する時期を自由にかつ責任をもって決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを享受する権利のこと。

○ワークショップ

住民参加のまちづくりなどの場で、参加者が自ら参加・体験し、グループの相互作用のなかで何かを学びあったり、作り出したりする手法のこと。

○ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。